

令和4年度神戸市防犯カメラ更新設置補助事業のご案内

地域の皆さまが防犯カメラ設置補助事業を活用して設置した防犯カメラを今後も維持し、将来に渡って地域防犯に役立てていただくため、防犯カメラを更新する際の費用の一部を補助します。

1. 補助の内容

(1) 補助対象団体

平成22～27年度に防犯カメラ設置補助事業を活用して、防犯カメラを設置した地域団体

(2) 補助額

1か所あたり8万円(上限)

※この補助制度での「1か所」とは、ある場所に設置した単一の防犯システムを言います。例えば、ある場所で撮影方向の異なる2台の防犯カメラを設置し、1台のレコーダーに接続する場合も1か所とします。

(3) 補助対象経費

・防犯カメラ設置補助事業により設置した防犯カメラの更新(購入、取付、撤去等)に係る経費

※防犯カメラの更新と併せて、映像記録機器(レコーダー)や防犯カメラ設置を明示する標識を更新する場合は、その費用も補助対象経費となります。

※地域団体で行う作業に係る人件費は補助対象となりません。

(4) 主な補助要件

・防犯カメラの設置が完了した日の属する会計年度終了後、6年を経過していること。

⇒令和4年度は、平成22～27年度に兵庫県または神戸市の防犯カメラ設置補助事業を活用して設置した防犯カメラが対象になります。

・防犯カメラとしての機能を維持することが困難な状態にあること。

・道路、公園、その他不特定多数の者が利用する場所を撮影するものであること。

・防犯カメラ設置場所に、防犯カメラで撮影している旨を表示する標識を明確かつ適切な方法で表示すること。

・防犯カメラの機能要件(レコーダー内蔵型は、下記レコーダーの機能要件も満たすこと。)

以下に掲げるすべての要件を満たすカメラであること。

① カメラの有効画素数が720×480画素以上であること。

② カラー画像であること。

③ 作動時間が1日24時間であること。

④ 夜間も人物等が識別できる撮影機能(被写体最低照度0.1Lux以上、赤外線照射機能付きカメラを推奨)があること。

⑤ 屋外用として使用できる防雨性能があること。



・映像記録機器(レコーダー)の機能要件

以下に掲げるすべての要件を満たす映像記録機器(レコーダー)であること。

① 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。

② 記録間隔が1秒間に4コマ(4FPS)以上であること。

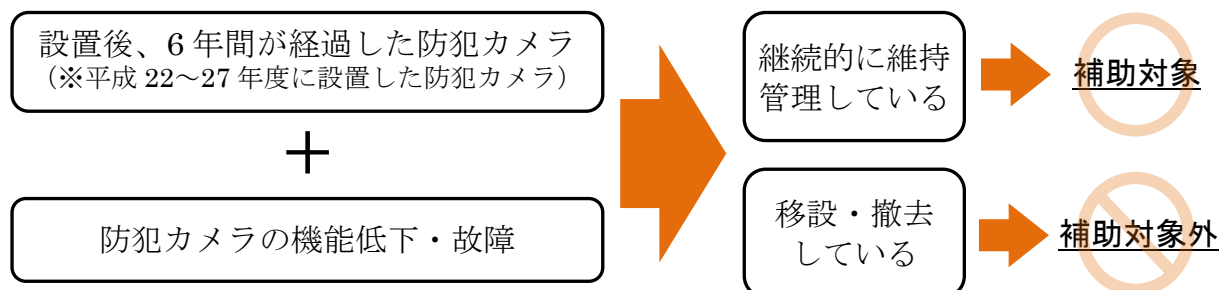
③ 720×480画素以上での記録ができること。

④ 外部記録媒体に画像が記録できる機能があること。

(5) 注意事項

以下にあてはまる場合は、補助対象外になります。

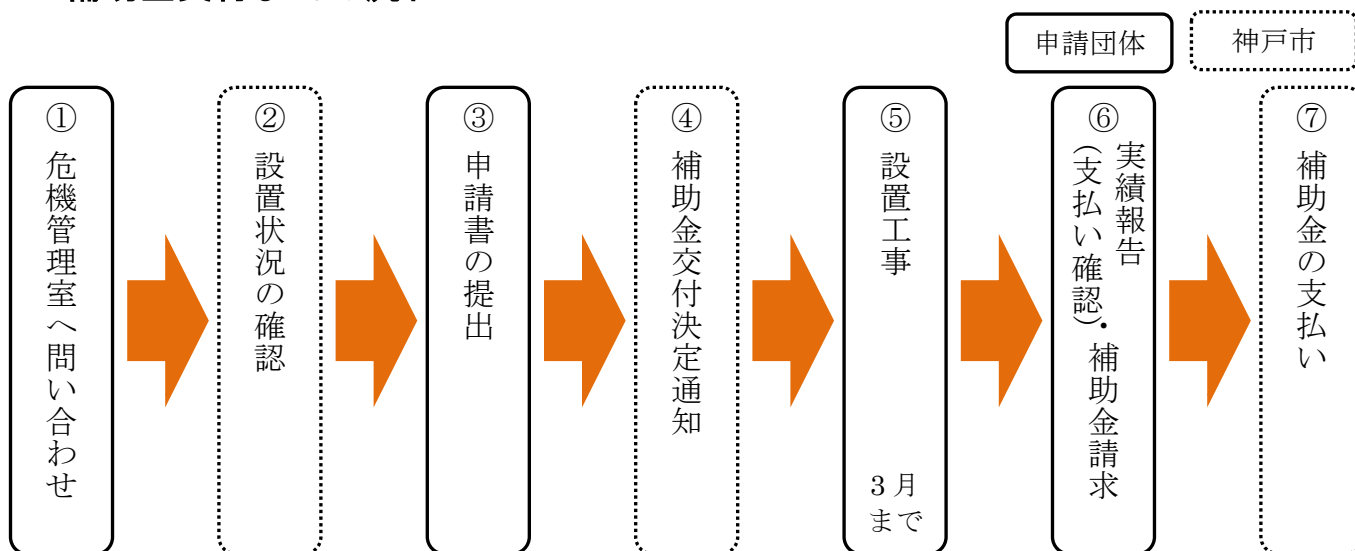
- ・補助を受けて新たに設置した防犯カメラを移設や撤去、撮影場所を変更している場合
- ・修繕等の維持管理に要する経費である場合
- ・私有財産（個人の住宅、マンション等の共同住宅、駐車場、駐輪場）の管理目的である場合
- ・映像記録機器（レコーダー）等の防犯カメラに付属する設備のみの更新である場合



2. 申請方法

申請は随時、受け付けています。まずは、下記問い合わせ先までご相談ください。

3. 補助金交付までの流れ



お願い

防犯カメラ設置補助事業を利用して設置した防犯カメラについて、設置電柱の抜柱や家主の変更等やむを得ない理由で移設や撤去が必要となった場合は、事前に危機管理室へご相談ください。

【問い合わせ】

神戸市危機管理室

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

電話：078-322-6238（平日 8:45～12:00、13:00～17:30）

FAX：078-322-6031